

# 兵庫県公報

平成28年9月9日 金曜日 第2831号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 道路の位置指定の取消し（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
<b>公 告</b>	
○ 平成29年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

### 上田池土地改良区

#### 退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	上田 雅博	南あわじ市市青木125番地4
同	天羽 龍文	同 市市福永631番地2
同	橋本 芳和	同 市市円行寺80番地1
同	前川 利明	同 市市小井299番地
同	塩川 光博	同 市市善光寺278番地
同	片山 寛	同 市市市67番地
同	佐伯 利雄	同 市市十一ヶ所307番地
同	島田 和彦	同 市市三條681番地
同	山田 功	同 市神代社家1435番地
同	椿原 芳郎	同 市神代浦壁594番地1
同	田村 寿雄	同 市神代喜来11番地1
同	国中 章雄	同 市神代富田66番地2
同	山口 駿治	同 市神代地頭方1533番地2
同	沼田 明大	同 市神代地頭方1419番地

同	太 田 正 明	同	市榎列大榎列908番地
同	真 野 梅 治	同	市榎列小榎列67番地
同	富 永 智 行	同	市榎列西川223番地 2
監 事	松 本 吉 史	同	市市福永684番地 2
同	島 田 孝 孝	同	市市三條598番地
同	椿 原 義 弘	同	市神代浦壁589番地
同	太 田 敏 和	同	市榎列大榎列890番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

上 田 雅 博

仁 里 克

堀 井 博 茂

斉 藤 晃 夫

野 口 久 幸

片 山 寛

河 野 利 之

島 田 和 彦

山 田 功

椿 原 義 弘

田 村 寿 雄

位 高 正 直

榎 本 啓 二

沼 田 明 大

上 田 順 裕

杉 本 隆

高 見 雅 文

榎 本 悟

藤 岡 豊

国 中 章 雄

田 中 光 宣

住 所

南あわじ市市青木125番地 4

同 市市福永685番地

同 市市円行寺89番地 1

同 市市小井265番地

同 市市善光寺181番地

同 市市市67番地

同 市市十一ヶ所272番地

同 市市三條681番地

同 市神代社家1435番地

同 市神代浦壁589番地

同 市神代喜来11番地 1

同 市神代富田102番地 1

同 市神代地頭方1446番地

同 市神代地頭方1419番地

同 市榎列大榎列1290番地

同 市榎列小榎列374番地 1

同 市榎列西川186番地

同 市市市213番地 1

同 市市小井336番地 1

同 市神代富田66番地 2

同 市榎列小榎列326番地

兵庫県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
上田池土地改良区	平成28年8月19日

兵庫県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年8月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	上牧谷地区	平成28年 9 月 9 日から 同 月 29 日まで	宍粟市役所



**兵庫県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形図作成）及び路線測量）
- 2 作業期間  
平成28年 8 月 6 日から同年12月 3 日まで
- 3 作業地域  
姫路市木場地内



**兵庫県告示第802号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年 8 月 26 日から同年 9 月 26 日まで
- 3 作業地域  
尼崎市長洲西通 1 丁目



**兵庫県告示第803号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点新設）
- 2 作業期間  
平成28年 9 月 7 日から同年10月 7 日まで
- 3 作業地域  
西宮市両度町



**兵庫県告示第804号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、丹波市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真測量レベル1,000）
- 2 作業期間  
平成28年6月7日から平成29年3月15日まで
- 3 作業地域  
丹波市全域



**兵庫県告示第805号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間  
平成27年7月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市高松町の一部



**兵庫県告示第806号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
平成27年12月28日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
芦屋市全域



**兵庫県告示第807号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 0009号	28.8.26	宍粟市山崎町須賀澤字中大坪212番の一部	6.00	37.00



**兵庫県告示第808号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定を次のとおり取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 廃0003号	28. 8. 26	豊岡市高屋字八幡通927番、956番3、956番4、 956番7の各一部	4. 30	35. 00



**兵庫県告示第809号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成28年9月20日から適用する。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「  

	同 洲本支店	洲本市本町
--	--------	-------

  
 を  
 「  

	同 洲本支店	洲本市栄町
--	--------	-------

  
 」  
 に改める。

**公 告**

**平成29年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集**

平成29年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 広告の掲載期間・広告媒体

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注）本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成29年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成29年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

- 2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「（広告内容に関するお問合せ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号） 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

(参考) 過去の発注実績

年 度	長形3号(定型)	角形2号(A4判)
平成24年度	400 千枚	342.5 千枚
25年度	348 千枚	262.0 千枚
26年度	333 千枚	323.5 千枚
27年度	318 千枚	323.5 千枚

### 3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

### 4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

### 5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

### 6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

### 7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成29年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書(様式第1号)

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoku.html>

(2) 上記4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。

(3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

#### 8 広告掲載料（応募金額）

(1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。

(3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

#### 9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成28年9月16日（金）から同年10月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成28年10月7日（金）必着）により提出すること。

#### 10 広告掲載権者の決定

(1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

なお、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

(2) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

#### 11 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があつたときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

#### 12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

#### 13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 企画県民部 管理局 文書課 文書管理班

TEL (078) 341-7711 内線2043

FAX (078) 362-3902



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつた。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス町坪店  
 所在地 姫路市町坪字豆田445-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年4月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,360平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
55台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
100平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成28年8月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年9月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成29年1月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン西宮店  
所在地 西宮市林田町51-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 変更前  
484台
    - イ 変更後  
447台
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
入口2箇所、出口2箇所、出入口5箇所
    - イ 変更後  
入口2箇所、出口2箇所、出入口4箇所
- 4 変更年月日  
平成29年4月20日
- 5 届出年月日  
平成28年8月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年9月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成29年1月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市荒井町蓮池二丁目5番10、5番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市荒井町東本町18番8号  
眞 榮 美 鈴
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年3月9日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－28号（27高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市荒井町若宮町8番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市荒井町東本町18番8号  
眞 榮 美 鈴
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年3月25日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－31号（27高砂）